

流山市八木南第1コミュニティ・ホーム廃止に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

流山市八木南第1コミュニティ・ホーム廃止に係るパブリックコメント手続

2 目的

本要領は、流山市八木南第1コミュニティ・ホーム（以下、第1コミュニティ・ホーム）を廃止するにあたり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3 趣旨

第1コミュニティ・ホームを含む3つのコミュニティ・ホームは、昭和46年に当時の自治省のモデルコミュニティ事業として、八木南地区に昭和47年から順次整備した施設であり、地域の方々のコミュニティ醸成の場として利用されてきました。

建築年	第1コミュニティ・ホーム	昭和47年3月31日
	第2コミュニティ・ホーム	昭和47年7月31日
	第3コミュニティ・ホーム	昭和48年3月31日

一方、これらの施設は建築後45年以上経過しており、老朽化が進み、市民サービスを提供する環境が十分といえない状況となっています。

また、周辺住民の高齢化の影響もあり、施設利用者の減少や固定化など、利用状況が変化してきているところです。

こうした状況を受け、平成19年10月にはコミュニティ審議会から、新たなコミュニティ形成を図るための八木南地区の今後の対応策として、コミュニティ・ホームを自治会館の代替や地

域の拠点として利用するよう答申されたところであり、この答申を受け、各コミュニティ・ホームを運営する運営協議会と施設の今後のあり方について協議を重ねてきました。

平成26年度からは、各コミュニティ・ホームの利用者等で組織される八木南地区コミュニティ・ホーム対策委員会と協議の場を一本化して協議してきましたが、これまでのコミュニティ・ホームを中心とした地域コミュニティ活動を評価した上で、施設の老朽化や利用状況を考慮し、第1コミュニティ・ホームを平成31年3月に廃止することで合意を得たところです。

4 公表資料

別添1 流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別添2 流山市八木南第1コミュニティ・ホームの利用推移

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見の募集期間

平成30年9月2日(日)から平成30年10月1日(月)まで
必着

7 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

コミュニティ課(市役所第2庁舎2階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター(流山エルズ)、各コミュニティ・ホーム

(2) 公表場所

市ホームページ

8 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、連絡先等を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9 その他

（１）意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はしません。

（２）電話又は口頭による意見は、意見として取り扱えません。

【問い合わせ先及び提出先】

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所市民生活部コミュニティ課

電話 04(7150)6076 FAX 04(7159)0954

電子メール komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp